

「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイト等運営業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイト等運営業務委託

（令和8年度の契約件名は「令和8年度「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイト等運営業務委託」とする）

2 業務目的

本業務は、横浜市中期計画2026～2029（素案）に基づき、スタートアップの創出・成長・立地を推進するため、横浜市内外の起業家やスタートアップを主要なターゲットとして、横浜での事業活動や支援プログラムの利用を促進することを目的に、「スタートアップポートヨコハマ」ウェブサイト等を活用し、「横浜市のスタートアップ支援に関する施策情報」、「官民合わせた様々な支援や関連イベント情報」、「本市施策等を活用し活躍している起業家等の情報」などをターゲットに訴求できる手法で発信することとする。

3 履行場所

主に横浜市内とする。

4 事業概要

（1）事業実施期間

令和8年度から令和11年度の4か年とする。

（2）契約形態

本業務は、受託者と横浜市で横浜市民協働条例に基づく市民協働事業（※）として実施する。受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市市民協働条例12条に基づき、双方の役割分担を明確にした上で、協働契約書を策定する。

※同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。（同条例第2条）

また、本業務は、官民合わせた様々な支援や関連イベント情報を受託者が情報収集・発信する業務が含まれることから、契約締結時に、委託者と受託者の間で「民間情報の情報発信に関する基準及び取扱いに関する覚書」を締結する。

（3）委託契約期間

委託契約は単年度ごとの締結とする。

ア 令和8年度の委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

イ 令和9年度、令和10年度及び令和11年度の委託契約については、それぞれ令和8年度、令和9年度及び令和10年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で次年度の契約を決定する。

ウ 令和9年度、令和10年度及び令和11年度の選定委員会で、契約の相手方として決定されなかつた場合は、本市はその理由を付して通知する。

- エ 令和9年度、令和10年度及び令和11年度において、事業予算の減額または削除があった場合、当該事業は縮小または中止する。
- オ 本市及び受託者は、業務の終了後に、横浜市市民協働条例第15条に定める事業評価を相互に行い、公表を行う。評価が良好でなかった場合は、事業期間内であっても委託契約を更新しない場合がある。

(4) 業務価格

令和8年度概算業務価格は3,232千円（税込）を上限とする。

提案書は、令和9年度、令和10年度及び令和11年度の業務価格の上限をそれぞれ3,232千円（税込）と想定し作成すること。ただし、このことをもって令和9年度、令和10年度及び令和11年度の業務価格を保証するものではない。

5 委託業務概要

(1) 委託内容

- ア 令和8年度～令和11年度の4か年の事業計画(案)
- イ ウェブサイトの管理・運営
- ウ ウェブサイトのデザイン・レイアウトの改修及び変更
- エ 事業目的に沿った情報の収集
- オ ウェブサイト、SNS等からの情報発信
- カ ウェブサイト等のPR

(2) 事業計画書及び実績報告書の提出（電子データ）

6 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

令和8年度の参考見積書は、業務価格を上限3,232千円（税込）として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

(2) その他仕様

ア 仕様書

別添「業務委託仕様書」のとおり

イ その他

横浜市契約関係規定や「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」「WEBページ作成基準」等関係法令を遵守すること。

7 委託料の支払い

委託料は、部分払（前期及び後期の2回に分けて、実績報告書を本市が検査した後に支払う）または業務の完了検査確認後の一括払のいずれかとし、受託者と横浜市が「8 契約時の仕様の確定」の際にあわせて協議の上決定する。

8 契約時の仕様の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

9 契約条件

この契約は、令和8年度予算が横浜市議会において可決された上、可決後以降に契約書を交わすことによって確定するものとする。